

藤健福第1045号

令和3年1月8日

各移動支援事業提供事業所 管理者 様

藤井寺市福祉事務所長



新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて（第3報）

平素は、本市障害福祉にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年3月24日付藤健福第1278号で通知いたしました標記の件につきまして、新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく、利用者の所在市町村を対象範囲とする緊急事態宣言が発令された場合、その対象期間に限り、移動支援事業に関する下記の一時的取扱いを、可能といたします。なお、今後、この取扱いを変更する場合は、本市から改めて通知する予定であることにご注意ください。

また、利用者の援護市が本市でない場合は、援護の実施市町村にご確認ください。

記

1の条件を満たし、2の処理を行った場合には、居宅等での支援を、移動支援として請求することを可能とする。

1. 条件…いずれの条件も満たすこと。

①利用者が既に移動支援の提供の決定を受けている。

②利用者の所在市町村で新型コロナウイルスの感染者が確認されており、感染のおそれがあり外出ができない場合。または、予定していた目的地のある市町村で感染者が確認されたが、障害特性により目的地や移動手段等の変更ができず、結果として外出そのものを自粛しなければならない場合。

⇒なお、緊急事態宣言の期間中は、緊急事態宣言を「外出できない理由」にできます。

【（第2報）で追記】

③利用時間は、もともと提供を受ける予定時間帯及び決定時間数以内である。

2. 処理…条件①②③のいずれにも該当する場合には、以下の処理を行うこと。

- ・請求時の実績記録表において、「サービス内容」の欄に「在宅支援」と記載。
- ・それぞれの支援日について、条件②の外出を自粛した理由と、在宅支援で行った支援内容を別紙で作成し、請求時に添付。

以上

〒583-8583（住所不要）

藤井寺市 健康福祉部 福祉総務課 障害者福祉担当

電 話 072-939-1106

FAX 072-939-0399

E-mail fukushi@city.fujiidera.lg.jp